## 処分基準整理票

処分の内容			サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事業者等に対す						
		る指示							
根拠法令及び条項		高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条第1、2、3項							
	□有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)								
	■無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)								
	公表	コする	□しな	い(公表	しな	い場合の根拠:第7	条第2項第	号に診	亥当)
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)								
処分基準									
,									
Ln /\	# >#					Ln /\ ++ >#+			
処 分 基 準 設定年月日			年	月	日	処 分 基 準   最終変更年月日	年	月	日
所管部署			まちなみ共創部 まちなみ整備課						
//I EI HP/EI			<b>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	· ヘン/ロ,11116	<b>より</b>	"み"/正/畑/小			
備考									

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。